令和２年２月２１日

報道各位

定款一部変更に係る認可について

令和２年２月７日開催の第５４回臨時総会において決議された定款一部変更については、農林水産省に認可申請しておりましたところ、１９日付けで別紙のとおり認可を受けましたことをご報告申し上げます。

以上

農林水産省指令元食産第４９３０号

大阪府大阪市西区阿波座一丁目１０番１４号
大阪堂島商品取引所
理事長　岡本　安明

令和２年２月７日付け２堂島商取発第１７号をもって認可申請のあった定款の変更については、商品先物取引法（昭和２５年法律第２３９号）第１５５条第１項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

令和２年２月１９日

農林水産大臣　江　藤　　拓

定款変更案対照表

大阪堂島商品取引所
―――線は変更箇所

変 更 案	現　　行
（欠格条件） 第８条　次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。 ⑴　精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ⑶～⑽　（略） ⑾　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの ⑿～⒂　（略） ２　（略） 附則（令和2年2月７日） 令和２年２月７日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更は農林水産大臣認可の日（令和２年２月１９日）から施行する。	（欠格条件） 第８条　次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。 ⑴　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 ⑵　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ⑶～⑽　（略） ⑾　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの ⑿～⒂　（略） ２　（略） （新設）